

国民健康保険税の年税額の計算例
【単身世帯：40歳未満及び65歳以上74歳未満の場合】

【例】

○加入者：世帯主1名（25歳）

○給与収入：2,000,000円（給与所得1,320,000円）

※給与収入を所得金額に換算すると、1,320,000円になります。

【軽減判定の計算】

所得金額より、均等割・平等割に係る7割・5割・2割軽減世帯の基準に満たさないため、軽減制度には該当しません。

① 医療分の計算

○所得割 $(1,320,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 6.80\% = 60,520 \text{円}$

○均等割 **18,500円**

○平等割 **30,000円**

○小計 $60,520 \text{円} + 18,500 \text{円} + 30,000 \text{円} = 109,020 \text{円}$ （百円未満切捨）

= 109,000円（医療分）

② 後期高齢者支援分の計算

○所得割 $(1,320,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 1.70\% = 15,130 \text{円}$

○均等割 **7,000円**

○小計 $15,130 \text{円} + 7,000 \text{円} = 22,130 \text{円}$ （百円未満切捨）

= 22,100円（後期高齢者支援金分）

③ 介護保険分の計算

世帯員全員が40歳未満のため、介護保険分の課税はありません。 **0円**

◎国民健康保険税額合計

（年税額：①+②+③ = 109,000円 + 22,100円 + 0円） = 131,100円

国民健康保険税の年税額の計算例
【単身世帯：40歳以上及び64歳以下の場合】

【例】

○加入者：世帯主1名（45歳）

○給与収入：4,000,000円（給与所得2,760,000円）

※給与収入を所得金額に換算すると、2,760,000円になります。

【軽減判定の計算】

所得金額より、均等割・平等割に係る7割・5割・2割軽減世帯の基準に満たさないため、軽減制度には該当しません。

① 医療分の計算

○所得割 $(2,760,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 6.80\% = 158,440 \text{円}$

○均等割 **18,500円**

○平等割 **30,000円**

○小計 $158,440 \text{円} + 18,500 \text{円} + 30,000 \text{円} = 206,940 \text{円}$ （百円未満切捨）

= 206,900円（医療分）

② 後期高齢者支援分の計算

○所得割 $(2,760,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 1.70\% = 39,610 \text{円}$

○均等割 **7,000円**

○小計 $39,610 \text{円} + 7,000 \text{円} = 46,610 \text{円}$ （百円未満切捨）

= 46,600円（後期高齢者支援金分）

③ 介護保険分の計算

○所得割 $(2,760,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 1.50\% = 34,950 \text{円}$

○均等割 **12,000円**

○小計 $34,950 \text{円} + 12,000 \text{円} = 46,950 \text{円}$ （百円未満切捨）

= 46,900円（介護保険分）

◎国民健康保険税額合計

（年税額：①+②+③ = 206,900円 + 46,600円 + 46,900円） = 300,400円